

令和4年6月

第123回丹波市議会定例会議案書



議案第44号

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例第32条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(丹波市職員の育児休業等に関する条例(平成16年丹波市条例第35号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第39条第1項から第3項まで若しくは第6項又は丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年丹波市条例第31号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職

員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第46号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市税条例等の一部を改正する条例

(丹波市税条例の一部改正)

第1条 丹波市税条例(平成16年丹波市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次

の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてや

むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条を削る。

(丹波市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 丹波市税条例の一部を改正する条例(令和3年丹波市条例第27号)の一部を次のように改正する。

丹波市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中丹波市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中丹波市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(丹波市税条例の一部を改正する条例(令和3年丹波市条例第27号)附則第2条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中丹波市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の丹波市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の丹波市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の丹波市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項

に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
  - 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の丹波市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の丹波市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の丹波市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第47号

市有財産の無償貸付について（旧神楽小学校）

旧神楽小学校活用事業の実施にあたり、次のとおり市有財産を無償貸付したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和4年5月31日提出

丹波市長 林 時彦

1 貸付財産

(1) 建物

名 称	構 造	階層数	床面積(㎡)
校舎（普通教室棟）	鉄筋コンクリート造	3	1,635
校舎（特別教室棟）	鉄筋コンクリート造	2	1,195
体育館	鉄筋コンクリート造	2	680
体育倉庫	コンクリートブロック造	1	36
渡り廊下	鉄骨造	1	19
屋外便所	鉄筋コンクリート造	1	18
燃料庫	鉄筋コンクリート造	1	5
燃料庫	鉄筋コンクリート造	1	5
プール機械室	コンクリートブロック造	1	23
倉庫	木造	1	15
合 計（10棟）			3,631

(2) 土地

所在地	地 目	地積(㎡)
丹波市青垣町文室字上ノシタ253番1	学校用地	2,733
丹波市青垣町文室字上ノシタ1137番	宅地	38.89
丹波市青垣町文室字上ノシタ1138番	宅地	63.32
丹波市青垣町文室字大杉216番1	学校用地	3,044
丹波市青垣町文室字大杉口172番1	学校用地	128
丹波市青垣町文室字大杉口172番2	畑	246
丹波市青垣町文室字大杉口172番4	学校用地	1,489
丹波市青垣町文室字大杉口221番4	公衆用道路	26
丹波市青垣町文室字大杉口1139番	宅地	15.73
丹波市青垣町文室字大杉口1140番	宅地	51.42
丹波市青垣町文室字大杉口1141番	宅地	21.95
丹波市青垣町文室字筋カイ222番3	学校用地	1,795
丹波市青垣町文室字筋カイ1142番	宅地	71.60
丹波市青垣町文室字筋カイ1143番	宅地	34.32

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )
丹波市青垣町文室字岸ノ下タ244番2	学校用地	1,769
丹波市青垣町文室字岸ノ下タ1144番	宅地	21.85
丹波市青垣町文室字岸ノ下タ1145番	宅地	44.56
丹波市青垣町文室字岸ノ下タ1146番	宅地	44.43
丹波市青垣町文室字岸ノ下タ1147番	宅地	45.89
丹波市青垣町文室字岸ノ下タ1148番	宅地	31.16
合 計 (20筆)		11,715.12

(3) その他の物件

名 称	構 造
プール	F R P 製

2 貸付の相手方

名 称 株式会社 フォレスト・ドア

代表者 代表取締役 足立 龍男

所在地 兵庫県丹波市青垣町文室244番地

3 貸付の期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで